

(2020年9月1日現在)

各 位

一般社団法人日本認知症ケア学会
理事長 繁 田 雅 弘
認知症ケア上級専門士認定委員会
委員長 中 村 祐

第12回認知症ケア上級専門士認定試験 実施方法について

標記試験は下記のとおり実施する予定ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、試験形式を web 形式（インターネット上での試験）に変更する場合がございます。予めご了承ください。なお、受験申請期間・方法について変更はございません。

記

【試験実施概要（現行）】

試験日時：2020年12月6日（日）13:30～14:30

*受験時間延長者：13:20～14:40

試験地：東京、大阪（選択された会場で受験）

試験形式：筆記形式／マークシート式・五者択一

【スケジュール（予定）】

実施項目	日 程
受験申請期間	2020年9月1日（火）～30日（水）
受験票投函予定日	2020年10月30日（金）
認知症ケア上級専門士認定試験実施日	2020年12月6日（日）
試験結果発表	2021年1月14日（木）
認知症ケア上級専門士登録申請	2021年1月18日（月）～2月1日（月）
認知症ケア上級専門士認定（資格取得）	2021年4月1日（木）～

【注意事項】

- ・2020年度の本試験は「実地形式（試験会場での試験）」もしくは「web形式（インターネット上での試験）」のいずれかの方法で実施いたします。中止の予定はございません。
- ・試験形式を web 形式（インターネット上での試験）に変更する場合は、10月下旬までに書面および本学会ホームページにて詳細をお知らせします。

以上

一般社団法人日本認知症ケア学会
第12回認知症ケア上級専門士認定試験
『受験の手引』

受験申請を行う場合は、本書をよくお読みください。
本書には受験申請後も必要となる書類が含まれていますので、大切に保管してください。

受験申請期間

2020年9月1日(火)～30日(水) 消印有効

試験実施日:2020年12月6日(日)

◆ 受験申請ならびに詳細等お問い合わせ先 ◆

一般社団法人日本認知症ケア学会事務センター

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 4-1-1 オザワビル (株) ワールドプランニング内

TEL : 03-5206-7565 / 03-5206-7431 (受付時間 : 10:00～12:00・13:00～17:00 / 土日祝日除く)

FAX : 03-5206-7757 (常設) E-mail : d-care.senmon@nqfm.ftbb.net

URL : <http://www.chihoucare.org/>

受験申請に必要な書類等

上級専門士認定試験の受験申請には、以下の書類提出が必要となります。

様式	申請書類
1	第 12 回認知症ケア上級専門士認定試験受験申請書
2	認知症ケア専門士 取得単位表貼付用紙
3*	第 12 回認知症ケア上級専門士受験資格単位・発表申請書
4	認知症ケア上級専門士研修会受講修了証書（コピー）貼付用紙
5*	認知症ケア専門士 施設内研修等修了証明書
6	送付先宛名
	作成した申請書類のコピー（各 2 部）

*【様式 2】に貼付する認知症ケア専門士取得単位表のみで本試験の受験資格を満たす場合は、【様式 3】【様式 5】を提出する必要はありません。なお受験資格の詳細は、「Ⅰ. 認知症ケア上級専門士認定試験 受験資格 (P.2)」にてご確認ください。

■必要な方のみ提出

様式	その他申請書類	備 考
A	登録事項変更届	専門士として登録している住所、氏名等を変更する場合のみ提出してください。
B	第 12 回認知症ケア上級専門士認定試験 受験配慮申請書	「受験室までの誘導」「受験時間の延長」をご希望の方は、診断書等のコピーを添付してください。

I. 認知症ケア上級専門士認定試験 受験資格

受験条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症ケア専門士としての経験が3年以上あること 2. <u>専門士資格更新の有無にかかわらず、2015年4月1日～2020年3月31日までに認知症ケア専門士の単位を30単位以上取得していること</u> 3. 認知症ケア上級専門士研修会を修了していること 4. 次のいずれか1つ以上の条件を満たしていること* <ol style="list-style-type: none"> 1) 認知症ケア上級専門士制度規則にある学術集会、地域部会研修会等での演題発表または事例報告（筆頭者のみ） 2) 認知症ケア上級専門士制度規則にある、査読制度のある機関誌等での論文・事例発表（筆頭者のみ）
------	--

*2015年4月1日以降かつ認知症ケア専門士資格取得以降～受験申請期間最終日までに行った発表等に限ります。

II. 第12回認知症ケア上級専門士認定試験 試験概要

1. 試験日時, 受験地, 出題範囲, 合格基準等

試験日時	2020年12月6日（日）13時30分～14時30分 （受験時間延長者：13時20分～14時40分） （注）受験時間延長者とは「【様式B】第12回認知症ケア上級専門士認定試験受験配慮申請書」を提出し、受験時間延長が認められた方をさします。
受験地	東京, 大阪 *会場等の都合によりご希望に沿えない場合があります。 *受験申請後に希望受験地の変更はできません。 *希望受験地の記入がない場合は、認知症ケア上級専門士認定委員会において受験地を決定します。 *試験会場は、受験票にてご確認ください。
受験料	10,000円
出題範囲	認知症ケア上級専門士テキストに準じた内容 ・認知症ケアにおける倫理 ・認知症ケアのためのケアマネジメント ・介護関係者のためのチームアプローチ
出題数	50問（マーク式・五者択一）
合格基準	正答率70%以上

2. 申請期間・方法

申請期間	2020年9月1日（火）～30日（水）消印有効 （注）10月1日以降の消印の申請書類は受け付けられませんので、ご了承ください。天災またはそれに類する理由以外の申請遅延は認められません。
申請方法	封筒（各自で用意した封筒に【様式6】送付先宛名を貼り付けたもの）に、作成した申請書類を簡易書留にて提出してください。なお、普通郵便等での発送により不達等の事故が発生した場合、日本認知症ケア学会では責任を負いかねます。 <u>必ず、申請書類（原本1部）と作成した申請書類のコピー（各2部）の計3部を提出してください。</u>
申請先	〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 4-1-1 オザワビル（株）ワールドプランニング内 一般社団法人日本認知症ケア学会「上級専門士認定委員会」係

3. 受験配慮について

受験配慮をご希望の方は、必ず受験申請時に【様式B】第12回認知症ケア上級専門士認定試験受験配慮申請書」を提出してください。なお、「受験室までの誘導」「受験時間の延長」をご希望の方は、診断書等公的な証明書のコピーを添付してください。

配慮内容については、提出された申請書等を基に、認知症ケア上級専門士認定委員会において決定します。ただし、ご希望に沿えない場合があります。

4. 受験料の納付方法

受験料の納付方法	郵便局備え付けの払込取扱票に次の必要事項を記入し、受験料をゆうちょ銀行より払い込みください。 受験料：10,000円 口座番号：00160-0-781575 加入者名：認知症ケア上級専門士認定委員会 通信欄（通信欄に①～③を記入）： ①受験者氏名・ふりがな、②希望受験地（「東京」「大阪」のいずれかを記載）、 ③専門士番号
	<ul style="list-style-type: none"> ・払い込みの際にかかる手数料は、受験申請者の負担となります。 ・受験料の払い込みは、受験申請者ごととし、1枚の払込取扱票で2名以上の受験料を納付することはできません。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・受験料は、2020年9月30日（水）までに払い込みください。振替払込請求書兼受領証に収納印（受付局日附印）のないものは無効となります。 ・指定口座以外への払い込み、または現金によるお支払いは一切受け付けておりません。必ず指定の払込取扱票を使用してください。 ・受験申請者は、指定の払込取扱票に受験申請者本人の名前を記入して、受験料のみ払い込みください。

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・次のものを領収書に代えさせていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ◆窓口から払い込みをした場合：振替払込請求書兼受領証（原本） ◆ATM から払い込みをした場合：ATM 発行のご利用明細票（原本） <p>一般社団法人日本認知症ケア学会では領収書を発行いたしませんので、これらを大切に保管してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振替払込請求書兼受領証（収納印（受付局日附印）のあるもの）」のコピーを【様式1】に貼付してください。ATM で払い込みをした場合は、ご利用明細票のコピーを貼付してください。 ・振替払込請求書兼受領証を紛失した場合は、支払いされた年月日を記入してください。 ・払い込みされた受験料は返金いたしません。ただし、認知症ケア上級専門士認定委員会において受験資格を満たさないと判断された場合のみ、払い込まれた受験料より手数料を差し引いた金額を現金書留にて返金します。また、受験申請書類一式も返却します。
------	---

5. 申請書類の記入方法

受験申請に必要な書類は、本書 P.1 にてご確認ください。書類の訂正にあたっては、修正液等を使用せず、二重線で消し訂正印を押してください。

【様式1】第12回認知症ケア上級専門士認定試験受験申請書

- ①必要事項を記入し、4×3 cm の証明写真（写真裏面に氏名を記入）を貼付してください。
また、必ず希望する受験地を記入してください（希望受験地の記入がない場合、認知症ケア上級専門士認定委員会において受験地を決定します）。受験申請後に希望受験地を変更することはできません。
緊急時連絡先は、試験会場において緊急事態が起こった際に近親者等との連絡に使用します。受験者自身の携帯電話番号等は記入しないでください。
- ②本様式の複製（コピー2部）は、写真貼付欄に証明写真を貼付した上で行ってください。複製した申請書に証明写真を貼付する必要はありません。
- ③振替払込請求書兼受領証のコピーを貼付してください（振替払込請求書兼受領証（ご利用明細票）を紛失した場合は、お支払いされた年月日を記入してください）。また、振替払込請求書兼受領証（ご利用明細票）を領収書に代えさせていただきますので大切に保管してください。
*入金を確認できない場合は、受験することができません。
- ④受験票等は、認知症ケア専門士としてすでに登録している連絡先へ送付します。送付先を変更する際は、「【様式A】登録事項変更届」を提出してください。

【様式2】認知症ケア専門士 取得単位表貼付用紙

必要事項を記入し、認知症ケア専門士取得単位表を貼付してください。専門士取得単位表は、認知症ケア専門士公式サイト「取得単位確認サイト」から印刷することができます。

●認知症ケア上級専門士認定試験受験資格における取得単位数に関する注意事項

専門士単位有効期間：2015年4月1日～2020年3月31日

当該期間内に、専門士単位を30単位以上取得している必要があります（本書 P.2）。当該期間外に取得された単位は、本年度の受験資格の単位としては認められません。

【様式3】第12回認知症ケア上級専門士受験資格単位・発表申請書

※必要な枚数をコピーして、参加・発表等を証明する資料1件につき1枚使用してください。

※「学会・講座等認定コード表（認知症ケア専門士公式サイトにて閲覧および印刷が可能）」を参照し、該当するコード（数字6桁）を記入してください。

●日本認知症ケア学会が主催する講演等の単位・発表を申請する場合：

専門士取得単位表に反映されていない日本認知症ケア学会が主催する講座等に参加している場合は、それを証明できる参加証・発表記録等のコピーを貼付し、「学会・講座等認定コード表」より該当するコード（数字6桁）等の必要事項を記入してください。

●日本認知症ケア学会が認定する講演等の単位・発表を申請する場合：

ご自身で保管している参加・発表を証明できる書類等（参加証明書、参加費の領収書、発表者の場合は該当プログラムなど）のコピーを貼付し、「学会・講座等認定コード表」より該当するコード（数字6桁）等の必要事項を記入してください（申請書類の返却はいたしませんので必ずコピーを使用してください）。

●認知症ケアに関する地方自治体等が主催する研修会等での講師活動および、地域での相談活動も単位として同様に申請可能です（年度最大5単位）。

【様式2】に貼付する認知症ケア専門士取得単位表のみで本試験の受験資格（選択条件含む）を満たす場合は、【様式3】【様式5】を提出する必要はありません。

【様式4】認知症ケア上級専門士研修会受講修了証書（コピー）貼付用紙

必要事項を記入し、有効期間内の認知症ケア上級専門士研修会受講修了証書のコピーを貼付してください（他の講座の修了証との間違いにご注意ください）。有効期間は、受講修了証書に記載されています。

【様式5】認知症ケア専門士 施設内研修等修了証明書

※本様式は、施設・団体・機関等の責任者が記入・捺印をしてください。

※発行を依頼する際には、上級専門士受験申請に必要な旨等をご説明ください。また、証明書の作成、記入漏れ等による申請遅延は認められません。

※複数の修了証明書を提出する場合は、本様式をコピーしご使用ください（年度最大5単位）。

【様式2】に貼付する認知症ケア専門士取得単位表のみで本試験の受験資格（選択条件含む）を満たす場合は、【様式3】【様式5】を提出する必要はありません。

【様式6】送付先宛名

各自で用意した封筒に【様式6】を宛名として貼り付け、申請書類を提出してください。
※封筒は、【様式6】送付先宛名を貼り付けられるサイズのものを用意してください。

【様式A】登録事項変更届

認知症ケア専門士として登録している住所、氏名等を変更する場合のみ、提出してください。

【様式B】第12回認知症ケア上級専門士認定試験受験配慮申請書

受験配慮をご希望の方のみ提出してください。希望内容によっては診断書の提出が必要となります。なお、配慮内容は認知症ケア上級専門士認定委員会において検討後、決定します。ただし、ご希望に沿えない場合があります。

6. 申請書類等に関する注意事項

申請書類返却不可	受理した申請書類は一切返却できません。
申請書類の不備事項の補正	申請書類に不備がある場合は受理せずに返却します。ただし、不備が訂正可能である場合は、当該箇所を訂正し認知症ケア上級専門士認定委員会が指定する期間内に再提出することができます（詳細は不備通知に記載）。
提出した申請書類等の到着の確認	提出した申請書類が到着しているか等の照会には応じることができません。郵送時に交付される「簡易書留郵便物受領書」の引受番号で、各郵便局へお問い合わせください。
申請書類の提出後の諸変更（氏名、住所等）	受験票および結果通知等はすべて、認知症ケア専門士として登録している連絡先に送付しますので、受験申請後に氏名、住所等に変更があった場合は、すみやかに「【様式A】登録事項変更届」に必要事項を記入し、一般社団法人日本認知症ケア学会「上級専門士認定委員会」係に簡易書留で郵送してください。受験票および結果通知等の投函予定日の3週間前までに受理した場合のみ、変更後の連絡先住所へ投函いたします。

7. 受験票の送付

受験票の送付（投函）	受験票投函予定日：2020年10月30日（金） ※ <u>受験票(ハガキサイズ)が届かない場合は、2020年11月6日以降に</u> 日本認知症ケア学会事務センターにお問い合わせください。
------------	---

8. 受験時の注意事項

<p>試験会場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受験票で指定された試験会場以外での受験はできません。 ・受験地および試験会場は受験票で確認してください。 ・会場では試験監督員の指示に従ってください。 ・電話による呼び出しは一切行いません。 ・試験当日は必ず公共交通機関を利用してください。自家用車等を利用した場合の事故やその他のトラブルについて、認定委員会では責任を負いかねます。 ・公共交通機関の遅延に伴う遅刻の場合は、各交通機関から発行される遅延証明書原本を持参のうえ直接会場にお越し下さい。個別に対応いたします（当日の電話連絡は不要）。なお、公共交通機関を利用しない（自家用車・タクシー等を利用した）遅刻には対応いたしません。
<p>持ち物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受験票 ・筆記用具（HB以上の濃さの鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム） ・時計（試験会場内に時計がない場合がありますので、必要な方は各自で用意してください／置時計不可） ・マスク（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、着用をお願いします） <p>※時計アラーム機能は必ず切ってください。なお、辞書などの機能をもつ時計およびウェアラブル端末（スマートウォッチ等）の持ち込みは禁止します。</p> <p>※補聴器、拡大鏡等の利用について申請や連絡の必要はありません。ただし、持ち込み品を試験会場で確認させていただく場合がございます。</p>
<p>通信機器類・電子機器類の使用について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不正行為等の防止の観点から、試験中の携帯電話等の通信機器類および電子機器類の使用等を一切禁止します。 ・通信機器類および電子機器類の使用等が確認された際は、当該受験が無効となる場合がありますので、注意してください。
<p>入室時刻</p>	<p>試験開始時刻の20分前までに入室してください。</p> <p>※試験開始時刻の15分前より、注意事項等の説明を行います。</p> <p>※試験開始時刻より30分以上遅れた方の受験は認められません。また、受験料等の返金はいたしません。</p>
<p>座席</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受験票と机上に貼り付けられた受験番号が同一かどうかを、十分確認してから着席してください。 ・着席後は、試験監督員から受験番号がみえるように、机上通路側に受験票を置いてください。
<p>自然災害等の対応</p>	<p>自然災害およびそれに関連して本試験の実施に影響がある場合の対応（中止、開始時間の変更等）については、2020年12月4日（金）15:00までに本学会ホームページに掲載いたします。</p>

新型コロナウイルス感染症について	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに感染している恐れのある方は受験をお控えください。また、発熱や咳などの症状がある場合も受験をお控えください。 ・感染拡大防止の観点から、発熱やはげしい咳などの症状がみられる受験者は、受験をお断りする場合があります。 ・感染症拡大防止の観点から、会場内における私語は極力お控えください。 ・会場内ではマスクの着用、手洗いなど、各自での感染防止対策に十分ご注意ください。 ・本人確認のために試験監督員が指示した場合には、一時的にマスクを外していただく場合があります。 ・換気による室温の変化に対応できる服装でお越しください。 ・体調不良になった場合は、試験監督員にお申し出ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・試験問題を持ち帰ることはできません。 ・受験申請書に虚偽または不正の事実が認められた場合や、試験中の不正行為が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。 ・試験当日の問い合わせは事務センターまでお願いいたします。試験会場への直接の問い合わせはご遠慮ください。

9. 結果通知

結果通知	<p>結果通知投函日：2021年1月14日（木）</p> <p>同日の午後1時より一般社団法人日本認知症ケア学会ホームページでも、合格者の受験番号を公開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合格発表直後の時間帯はアクセスが集中してサイトにつながりにくくなる可能性があります。 ・結果通知が届かない場合は、2021年1月21日以降に日本認知症ケア学会事務センターにお問い合わせください。 ・電話、FAX、E-mail 等による合否、受験番号等のお問い合わせにはお答えできません。
------	---

Ⅲ. 認知症ケア上級専門士登録申請

登録申請期間	2021年1月18日(月)～2月1日(月)消印有効
認定料	15,000円 次のものを領収書に代えさせていただきます。 ◆窓口から払い込みをした場合：振替払込請求書兼受領証(原本) ◆ATMから払い込みをした場合：ATM発行のご利用明細票(原本) 一般社団法人日本認知症ケア学会では領収書を発行いたしません。
上級専門士登録申請書類について	・合格通知書および認知症ケア上級専門士登録申請書類等を交付します。 ・期日までに認定料をお支払いのうえ、登録申請書類を作成し提出してください。 ・登録申請の手続きを行わない場合は、認知症ケア上級専門士として登録されません(認知症ケア上級専門士の名称を使用することができません)。

Ⅳ. 認知症ケア上級専門士認定・更新

認定期間	2021年4月1日(水)～
上級専門士認定・更新について	認知症ケア上級専門士の資格に更新はありません。ただし、認知症ケア専門士を基礎資格とするため、認知症ケア専門士の資格維持が必要となります。認知症ケア専門士の資格が失効した場合は、付随して認知症ケア上級専門士の資格も失効します。

Ⅴ. お問い合わせ先

一般社団法人日本認知症ケア学会事務センター

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂4-1-1 オザワビル(株)ワールドプランニング内

TEL：03-5206-7565／03-5206-7431(受付時間：10:00～12:00, 13:00～17:00／土日祝日除く)

FAX：03-5206-7757

E-mail：d-care.senmon@nqfm.ftbb.net

(注1) 申請期間中は電話回線が混み合うことが予想されます。お問い合わせ等は、余裕をもって行ってください(受付時間厳守)。

(注2) FAX, E-mail でのお問い合わせには返答するまでに数日かかる場合があります。お急ぎの方は、必ずお電話でお問い合わせください。

(注3) お問い合わせいただいてから1週間以上返事がない場合は、再度ご連絡ください。

VI. 認知症ケア上級専門士制度規則, 施行細則等

一般社団法人日本認知症ケア学会 認知症ケア上級専門士制度規則

平成 24 年 5 月 21 日改正

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本制度は、認知症ケアの専門職としての倫理観を備え、科学的なエビデンスや根拠に基づいた実践ならびにチームリーダー、アドバイザーとして活動ができる認知症ケア上級専門士（以下、上級専門士）を養成し、わが国における認知症ケア技術の向上ならびに保健・福祉に貢献することを目的とする。
- 第 2 条 一般社団法人日本認知症ケア学会（以下、本学会）は、前条の目的を達成するため、認知症ケアに関する上級専門士制度を設け、上級専門士を認定する。
- 第 3 条 本制度の維持と運営のために上級専門士認定委員会は、上級専門士に関する審議を行い、かつ認定するための規則を定める。

第 2 章 上級専門士の受験資格

- 第 4 条 上級専門士を受験するためには、次の各項の条件をすべて満たさなければならない。
1. 認知症ケア専門士（以下、専門士）としての経験を 3 年以上有していること。
 2. 試験実施年の 3 月 31 日より過去 5 年間において、上級専門士制度規則施行細則上級専門士の受験資格単位に関する事項にある領域 I～III より 30 単位以上を取得していること。
 3. 上級専門士研修会を修了していること。ただし、有効期間は研修会修了日より 5 年間とする。
 4. 受験申請期間の最終日までに、次の各号に定める条件のうちいずれか 1 つ以上を満たしていること。ただし、試験実施年の 3 月 31 日より過去 5 年以上前および専門士資格取得以前の演題発表、事例報告、論文・事例発表は含まない。
 - 1) 上級専門士制度規則施行細則にある学術集会、地域部会研修会等での演題発表ならびに事例報告（筆頭者のみ）
 - 2) 上級専門士制度規則施行細則にある査読制度のある機関誌等への論文・事例発表（筆頭者のみ）

第 3 章 上級専門士認定委員会

- 第 5 条 上級専門士の認定および関連する業務を遂行するために上級専門士認定委員会を設置する。
1. 上級専門士認定委員会の委員長は、本学会理事会が選出し、理事長が委嘱する。
 2. 上級専門士認定委員会には委員長 1 名、委員若干名をおく。
- 第 6 条 委員長は、必要に応じて上級専門士認定委員会を招集することができる。

第 7 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 4 章 上級専門士認定試験および認定方法

第 8 条 上級専門士認定試験は、筆記試験からなるものとする。

第 9 条 上級専門士認定試験の実施にあたっては、別途細則に定める。

第 10 条 筆記試験の領域は、①認知症ケアにおける倫理、②認知症ケアのためのケアマネジメント、③介護関係者のためのチームアプローチ、とする。

第 11 条 筆記試験は、第 2 章に定める受験資格を満たした者であり、かつ第 12 条に定める書類ならびに受験料を納めた者に対し実施する。

第 12 条 筆記試験を希望する者は、次の各項に定める書類を上級専門士認定委員会に提出しなければならない。

1. 認知症ケア上級専門士認定試験受験申請書（様式 1）
2. 専門士取得単位貼付用紙（様式 2）
3. 認知症ケア上級専門士受験資格単位・発表申請書（様式 3）
4. 認知症ケア上級専門士研修会受講修了証書（コピー）貼付用紙（様式 4）
5. 認知症ケア専門士施設内研修等修了証明書（様式 5）

第 13 条 筆記試験の審査結果は、試験後 2 か月以内に、機関誌「日本認知症ケア学会誌」および本学会ホームページ等において公示する。

第 14 条 本学会理事長は、筆記試験合格者に対して、理事会の議を経て上級専門士認定証を交付する。なお、合格者は上級専門士認定証の交付を受ける際に、別に定める上級専門士認定料を納入しなければならない。

第 5 章 上級専門士の資格の喪失・取消

第 15 条 上級専門士は次の理由により、本学会理事会の議を経て、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して上級専門士としての資格を辞退したとき。
2. 専門士資格を辞退したとき、および専門士資格更新手続きを経なかったとき。
3. 申請書類に虚偽が認められたとき。

第 16 条 本学会理事長は、上級専門士としてふさわしくない行為のあった者に対して、上級専門士認定委員会および理事会の議を経て、上級専門士の資格を取り消すことができる。

第 6 章 規則の変更

第 17 条 本規則を変更する場合は、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本規則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規則は平成 23 年 1 月 7 日に一部改正した。
3. 本規則は平成 24 年 5 月 21 日に一部改正した。

認知症ケア上級専門士制度規則施行細則 筆記試験等に関する事項

平成 21 年 4 月 1 日施行

- 第 1 条 一般社団法人日本認知症ケア学会認知症ケア上級専門士（以下、上級専門士）制度規則の施行について、本規則に定められた以外の事項については、次の各条の規定に従う。
- 第 2 条 上級専門士認定委員会の事務は、一般社団法人日本認知症ケア学会事務センターにおいて行う。
- 第 3 条 上級専門士の筆記試験申請の期限は次のとおりとする。
1. 上級専門士の筆記試験申請受付は、原則として毎年 9 月 1～30 日とする。
 2. 申請書類は、正本 1 通、コピー（A4 サイズに統一）2 通の合計 3 通を書留郵便にて上級専門士認定委員会事務センターまで郵送する。
- 第 4 条 上級専門士研修会は随時、筆記試験は 11 月下旬に実施する。
- 第 5 条 上級専門士研修会は、次に定める領域において実施する。
1. 認知症ケアにおける倫理
 2. 認知症ケアのためのケアマネジメント
 3. 介護関係者のためのチームアプローチ
- 第 6 条 筆記試験の領域は、第 5 条に定めるものとする。
- 第 7 条 すべての審査は、原則として試験後 2 か月以内に終了する。
- 第 8 条 上級専門士の研修料、受験料、認定料は次のとおりとする。
1. 研修料 7,000 円
 2. 受験料 10,000 円
 3. 認定料 15,000 円
- 第 9 条 本細則を変更するには、上級専門士認定委員会の議決により、理事会の承認を得なければならない。

認知症ケア上級専門士制度規則施行細則 上級専門士の受験資格単位に関する事項

平成 21 年 4 月 1 日施行

平成 23 年 1 月 7 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

1. 認知症ケア上級専門士（以下、上級専門士）の受験には次の領域Ⅰ～Ⅲより 30 単位以上を取得する必要がある。

領域Ⅰ「学術集会等への参加」

- ①本学会年次学術集会への参加は 8 単位、発表者または座長を務めた者は 3 単位加算する。ただし、共同研究者については、単位は加算されないものとする。
- ②本学会地域大会への参加は 7 単位、発表者または座長を務めた者は 3 単位加算する。ただし、共同研究者については、単位は加算されないものとする。
- ③本認定委員会が認める国際学会への参加は 6 単位、発表者または座長・司会者を務めた者は 2 単位加算する。
- ④本認定委員会の認める学会等への参加は 3 単位、発表者は 2 単位加算する。なお、該当の学会等は別に本認定委員会の内規で定めるものとする（注 1）。

領域Ⅱ「生涯学習プログラム等への参加」

- ①本学会が主催する教育講演、国際セミナー等への参加は 5 単位、講師または司会者を務めた者は 3 単位加算する。
- ②本学会地域部会が主催する講演等への参加は 5 単位、発表者または座長・講師を務めた者は 3 単位加算する。
- ③本認定委員会が認める認知症介護研究・研修センター、日本医師会等が主催する教育セミナーおよびそれに準ずる企画で本認定委員会が認めた講演等への参加は 1～3 単位、発表者または、座長・講師を務めた者は 1 単位加算する。
※参加を証明できるものを提出する（参加証のコピー、発表者、司会者の場合は当該部分のプログラムのコピー等）。なお、同一講演等における複数回発表は 1 回と計算する。
- ④本学会ホームページ（動画サイト）による受講は 1 講演 1 単位とする。ただし、ホームページによる受講は、年間最大 5 単位までとする（毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日を 1 年間とする）。
- ⑤認知症ケアに関する施設内研修またはそれに準ずる研修への参加は 1 単位とする。ただし、年間最大 5 単位までとする（毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日を 1 年間とする）。
※参加を証明するものを提出する。
- ⑥認知症ケアに関する地方自治体等が主催する研修会等での講師活動および、地域での相談活動は 1 回につき 1 単位とする。ただし、年間最大 5 単位までとする（毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日を 1 年間とする）。
※上記活動を証明できるものを提出する。

領域Ⅲ「機関誌等への論文発表」

- ①本学会機関誌「日本認知症ケア学会誌」の掲載投稿論文[原著、実践・事例報告、資料、その他]については、筆頭者は 8 単位、共著者については 2 単位とする。なお、査読制度に基づく投稿論文以外については、筆頭者は 4 単位、共著者については 1 単位とする。

- ②本学会機関誌「認知症ケア事例ジャーナル」の掲載投稿論文については、筆頭者は8単位、共著者については2単位とする。なお、投稿論文以外の論文については、筆頭者は4単位、共著者については1単位とする。
- ③認知症ケアに関する他誌への掲載論文[原著]については、本認定委員会の内規で定めるものとし、筆頭者は4単位、共著者については1単位加算する。なお、査読制度に基づく原著以外の論文については、筆頭者は3単位、共著者については1単位とする(注2)。
- ※当該部分の別刷またはコピーを提出する。

(注1) 本細則1. 領域I-④にある「本認定委員会の認める学会等」とは、以下のものをいう(2011年3月31日現在)。

日本老年医学会	日本老年精神医学会
日本精神神経学会	日本認知症学会
日本リハビリテーション医学会	日本公衆衛生学会
日本衛生学会	日本看護協会学会分科会(老年, 精神, 地域)
日本老年看護学会	日本地域看護学会
日本家族看護学会	日本看護科学学会
日本看護管理学会	日本看護研究学会
日本精神保健看護学会	日本老年社会科学会
日本社会福祉学会	日本介護福祉学会
日本在宅ケア学会	日本老年行動科学会
日本地域福祉学会	日本保健福祉学会
日本ソーシャルワーク学会	日本心理学会
日本心理臨床学会	日本社会心理学会
日本健康心理学会	日本発達心理学会
日本教育心理学会	日本社会学会
日本家族社会学会	日本保健医療社会学会
日本社会病理学会	日本ケアマネジメント学会
日本プライマリ・ケア連合学会	日本保健医療行動科学会
日本作業療法士協会	日本理学療法士協会
日本高齢者虐待防止学会	日本言語聴覚士協会
日本家族研究・家族療法学会	日本コミュニケーション障害学会
日本神経心理学会	日本老年歯科医学会

(注2) 本細則1. 領域III-③にある「他誌」とは、以下のものをいう(2004年1月17日現在)。

①(注1)で定める学会等の機関誌

②①以外の雑誌

医学のあゆみ	公衆衛生	臨床精神医学
臨床心理学研究	精神医学	理学療法ジャーナル
看護学雑誌	作業療法ジャーナル	看護研究
厚生指標	看護教育	人口問題研究

訪問看護と介護
保健師ジャーナル

季刊社会保障研究
地域看護学雑誌

看護

③上記以外の学会、和文、欧文誌については、認定委員会において審議する。

[領域と単位]

	項 目	単位数		
I 学術集会等への参加	① 日本認知症ケア学会大会 参加	8 単位		
	〃 発表者または座長	3 単位		
	② 日本認知症ケア学会ブロック大会 参加 (2019 年度に地域大会より名称変更)	7 単位		
	〃 発表者または座長	3 単位		
	③ 本認定委員会が認める国際学会 参加	6 単位		
	〃 発表者または座長・司会者	2 単位		
	④ 本認定委員会が認める学会等 参加	3 単位		
	〃 発表者	2 単位		
II 生涯学習プログラム等への参加	① 本学会が主催する教育講演、国際セミナー等 参加	5 単位		
	〃 講師または司会	3 単位		
	② 地域部会が主催する講演等 参加	5 単位		
	〃 発表者または座長・講師	3 単位		
	③ 本認定委員会が認める講座等 参加	1~3 単位		
	〃 発表者または座長・講師	1 単位		
④ 本学会ホームページ (動画サイト) において受講できる講演 ※ 最大 5 単位/1 年	1 講演 1 単位			
⑤ 認知症ケアに関する施設内研修等 参加 ※ 最大 5 単位/1 年	1 単位			
⑥ 認知症ケアに関する地方自治体等が主催する研修会等での講師活動など ※ 最大 5 単位/1 年	1 単位			
III 機関誌等への論文発表	① 「日本認知症ケア学会誌」掲載投稿論文	筆頭者	8 単位	
		〃 共著者	2 単位	
		投稿論文以外の論文	筆頭者	4 単位
		〃 共著者	1 単位	
	② 「認知症ケア事例ジャーナル」掲載投稿論文	筆頭者	8 単位	
		〃 共著者	2 単位	
		投稿論文以外の論文	筆頭者	4 単位
		〃 共著者	1 単位	
	③ 本学会機関誌以外の掲載論文 [原著論文]	筆頭者	4 単位	
		〃 共著者	1 単位	
		本学会機関誌以外の原著論文以外の論文	筆頭者	3 単位
		〃 共著者	1 単位	

* 専門士制度では、毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日を 1 年とします。

認知症ケア上級専門士制度規則施行細則 カリキュラム

平成 21 年 4 月 1 日施行

- I. 認知症ケアにおける倫理
 1. 専門職に求められる価値と倫理
 2. 先端医科学研究と倫理
 3. 医学における倫理
 4. 看護倫理
 5. 社会福祉・介護における倫理
 6. 人の尊厳と人権
 7. 倫理的課題とジレンマの状況
 8. 倫理的ジレンマを解決するための方法
 9. その他上記以外の関連領域

- II. 認知症ケアのためのケアマネジメント
 1. ケアマネジメント
 2. ケアマネジメントにおけるアセスメントの特徴
 3. 認知症の診断と治療
 4. 認知症の原因疾患別特徴
 5. アセスメントツール
 6. ICF の考え方
 7. アセスメントとケアプラン作成
 8. 事例
 9. その他上記以外の関連領域

- III. 介護関係者のためのチームアプローチ
 1. チームアプローチの目的と意義
 2. チームの定義
 3. チームワークとチームメンバーの関係
 4. チームアプローチのための基礎理論
 5. チームの展開と発展
 6. チームマネジメント
 7. その他上記以外の関連領域

第12回認知症ケア上級専門士認定試験
受験申請から認知症ケア上級専門士認定までのながれ

受験申請期間

2020年9月1日(火)～30日(水)消印有効



受験票投函予定日

投函:2020年10月30日(金)



認知症ケア上級専門士認定試験実施日

2020年12月6日(日)



試験結果発表

2021年1月14日(木)

日本認知症ケア学会ホームページ上で合格者の受験番号を公開するとともに、郵送にて受験者全員に合否を通知いたします(合格者には、認知症ケア上級専門士登録申請書類等を同封)。



認知症ケア上級専門士登録申請

2021年1月18日(月)～2月1日(月)消印有効



認知症ケア上級専門士認定(資格取得)

2021年4月1日(木)～